

平成26年6月18日

総務文教常任委員会 会議録 審査内容
◇会議録

- 1 日 時 平成26年6月18日
開会 13時30分 閉会 14時34分
- 2 場 所 幕別町役場 5階会議室
- 3 出席者 6名
委員長 前川雅志
副委員長 田口廣之
委員 小川純文 乾邦廣 芳滝仁 中橋友子
- 4 傍聴者 鈴木志摩子 江崎俊子 小島智恵 岡本眞利子 藤原孟
谷口和弥 野原恵子 増田武夫
- 5 事務局 局長 野坂正美 課長 萬谷司 係長 佐々木慎司
- 6 審査事件 1 付託議案の審査について
・陳情第6号 「憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書」の提出を求める陳情書
・陳情第7号 「教育委員会制度の改定を行わないことを求める意見書」の提出を求める陳情書
2 その他
- 7 審査結果 別紙

委員長 前川 雅志

◇審査内容

(13:30 開会)

- 委員長（前川雅志） ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。

本日の議事日程につきましてはお手元に配布のとおりであります。

それでは1番、付議議案の審査についてであります。

はじめに、陳情第6号「憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。前回、色々ご意見を頂きましたが、何日か経ちまして国の様子も若干ですが変化があったかと思われませんが、委員のみなさまからご意見を賜りたいと思います。中橋委員。

- 委員（中橋友子） 12日に審議をいたしましたけれども、そののちに、ただいま委員長からもありましたけれども与党間の協議が進められまして、昨日、政府の閣議決定案というものが出されました。これは、集団的自衛権の明記されたものですが、いよいよ本格的にこのことを決めて、手順を踏んで、日程ではマスコミ報道によりますと、12月にアメリカとのガイドライン、いわゆる日米の共同作戦の中での計画に盛り込みたい、相手との協議が必要なことですから、そういう流れで進みたいということが明確にされました。

国民との協議が全くないというのは、国会で議論しているわけではありませんから、あくまで与党間だけです。このような大事なことが与党間で話し合われているということに憤りを感じながら、この5日間の推移を受けていたところです。

私はこの陳情に対する考え方は、前回も申し上げたところですが、日本には戦後、ことし憲法が創られて、また自衛隊ができて60年という事ではありますが、平和憲法がありまして、9条というものの基に、一度も海外で戦争をする行為は行ってこなかったということで、このことを非常に大事にしたいと思っていました。それがこのように解釈で変えられるということについては、絶対行ってはならないと思いますし、立憲主義としてもだめだと思うのですけれども、今、そういう私のような立場に立たない方、憲法を見直すべきだという方も、国民の中にはそういう方もいらっしゃるわけですから、そういう立場の方も、今回の解釈で変更していくことについては、やるべきではないという声が多数になっているというように聞いています。

そういう動きの中での今日の審議でありますから、私はますますこの意見書の内容が重要性を増している、きちんと意思の決定をすることが大事だと感じて今日の委員会に臨んでいるところです。以上です。

- 委員長（前川雅志） ほかにご意見ございませんか。乾委員。
- 委員（乾邦廣） 先日の委員会で申し上げましたけれども、私は、憲法解釈によって集団的自衛権の行使は、容認の立場にありますけれども、あえて今日申し上げますなら、中国は今世界で第2番目の経済大国、そして軍事費は、過去10年間の4倍に上る軍事費を今調達しているわけがあります。また、東シナ海、南シナ海における近隣諸国とのあつれきが、また日本、我が国の尖閣諸島についても領海、領空を侵犯しております。こういう大国的な侵入を放っておくわけにはいかないのかなと思っております。

わたしはこの、集団的自衛権については、日本は核を持っておりません。中国は、核を保有しております。ロシアも北朝鮮も保有しております。日本だけが核を保有していないわけですから、アメリカとの共同をしっかりと取っていくためには、この集団的自衛権を加えて、現実的な主観をもって法の整備を早く進めることが、大事だと思っております。

しかし、今、政府も閣議決定には至っていないのだらうと思いますけれども、国民の皆さんもこの件については、色々な不安をいっぱい持っていられる方もたくさんいるのだらうと思います。今日の委員会でも、今日結論を出すべきではないかなと思っるところであります。以上です。

- 委員長（前川雅志） ほかにご意見ございますか。小川委員。
- 委員（小川純文） この、集団的自衛権の問題でありますけれども、今までも、日本、特に海外派遣ということで、これは戦争に出ているということではなくて、戦後の復興のために自衛隊が海外色々なところに出ている事例はたくさんあるわけなのですが、その中でも行先によっては、他国の軍隊に警備をしてもらいながら、という場面もあったように私は記憶をしております。

今回は、色々言われていますけれども、日本が戦争を仕掛けるということではなくて、そういう海外、また中東での日本のライフラインの基となる原油の輸送とかも、これも今、国際情勢の不安な中、またテロリストなど色々な問題の中で、警備をしながら日本のライフラインを日本に向けて運搬をしているという状況の中で、やはり、自国を守る、という、仕掛けるのではなくて守るという部分については、先ほども中橋委員が言われました、政府の原案の中には、自国の自衛のための行使ということですので、それはやはり自国は自国で守っていくということ、これは国としての一つの責務でもあるのではないかなと考えるところあります。

よってこれは、会期末が22日という日程のように聞いておりますけれども、あと何日かで与党協議、閣議決定と、これから国会、色々な段階で幅広く検討されながら、最終的にどちらに向かっていくかというのは、まだまだ先もありますし、多難な問題も多々あるかと思えます。そのあたりもう少し経過をみてもいいのではないかと私は考えるところあります。以上です。

- 委員長（前川雅志） 他にご意見ありませんか。芳滝委員。
- 委員（芳滝仁） 私は憲法9条が世界に誇れる日本国憲法の中の条文だと思っておりますし、それを誇りとして生きてきた人間でありまして、その一連の秘密保護法の流れですとか、昨日も日本の武器が見本市に出たとかという話とかですね、今回の問題も、与党協議を見ていましたら、公明党さんとお話がまとまりかけたら、機雷の掃海という話が出たり、党首討論の中でも人の血が流れる、自衛隊員が死ぬのではないかという質問に関しては何も答えないという姿勢がありました。

そういうところで非常に色々な議論が残り、色々な問題が残るこの集団的自衛権ということについて、このまま進めていくことがどうなのだろうかなという大きな疑念を抱くところでありまして、そうであればきちんと憲法改正をするという話のところ物事を考えていくべきではないかという考えであります。

- 委員長（前川雅志） ほかにご意見ありませんか。田口委員。
- 委員（田口廣之） 前は発言しなかったのですが、今回の集団的自衛権の行使容認ですね、他国が戦争をしているところに日本が加勢するとか、そのようなことが本当に自国を守るための武力というか、そのようなことにつながるかは少し疑問に思っております。その中で、今回政府の見解も色々変わる中、今ここで、この委員会結論を出すのはどうか、もう少し議論の必要があるのではないかと思っております。
- 委員長（前川雅志） ほかにご意見ございますか。中橋委員。
- 委員（中橋友子） おそらく共通の思いなのではないかと思っておりますが、平和を守る手段としてどういう道を歩くかということなのだと思いますけれども、日本は、戦後一貫して

武力行使を行わないということによって国益を守ってきたという大事な歴史を刻んできたと思います。過去の戦争の痛苦の思いから、本当に悲惨な戦争を、いわば日本側が戦争を仕掛けるというところから始まった戦争であっただけに、戦後の、そういった過ちを繰り返してはならないという思いが非常に強く、そして思いだけではなくそれが実現できたのは、日本国憲法の9条があったからだと思います。

ですから、これから、他の委員が言われた、日本国民の安全を守る、中国の軍事大国化に進んでいくこと、あるいは軍事紛争はまだまだ少なくなっていますけれども、全部根絶されているわけではありませんから、日本がそういうところに遭遇したときにどうするのだというようなことも含めて、武力でそれを解決したほうが良いのではないかという思いなのだろうと思いますけれども、私は、武力では、逆にそれを拡大して行って、解決するという道にはつながりづらくなると、これまでの他国のやり方や、過去の日本の戦争の歴史を振り返ってそう思うのですよね。

結局、日本は戦争をしないというのは、外国からみて、一つの、戦争をしない国というイメージ、ブランドという言い方をしている人もいますけれども、そういうものを持っている国だから、テロの対象だとか、色々な意味で、直接の攻撃というのに向かう相手ではないと見られてきている。それは、戦争をしてこなかったという事実の何物でもない、それは築いたものだと思います。これからも、北朝鮮をはじめ、隣国との色々な諸問題もありますから、危険な場に立たされることも無いとは言えないと思いますが、その時の解決の手段としては、この60数年間培ってきた、平和を、憲法を基に、戦争をしない国なのだとすることを前面に出しながら、解決をしていくと。北朝鮮では6カ国協議が開始されていますけれども、あくまでも話し合いの手段でやっていくということをきちんと据えて、臨むべきだと思います。

ですから、今回それが、そのタガがはずされてしまう、方向転換されてしまうことの方が、ずっとずっと日本は危険な状況に陥っていくだろうと思います。そんなことから、私は、変えてはならないと思いますし、皆さんと議論をする、色々なことを深めることを否定はしないですけれども、しかし今回は、安倍首相は、この時点でも、会期末までということ捨てていないのですよね。与党公明党との協議、それだけであって、今調整に入って、22日に間に合わなかったら7月の頭までにでも、ということを行っています。

そうなってくると、次の議会となると9月になってしまいますよね、臨時議会で不可能なのかといたらそういうことではありませんけれども、わざわざそのためだけにとということにもならないと思いますのでね、私はこの6月議会の中できちんと結論を出すべきだと思います。

- 委員長（前川雅志） 乾委員。
- 委員（乾邦廣） 私は、武力には武力でという考えでは決してございません。先日の委員会の中で、憲法改正派だと申し上げましたけれども、国が憲法を守っている間は国は滅びるのだろうと思います。今の現憲法。

憲法が国を守るのだという現実的な観点で申し上げているのであって、今、先ほども私が申し上げましたとおり、中国が数年の間には世界第一位の経済大国になるのだろうと思います。また、軍事力も年々、過去10年間で4倍の軍事力の費用をもって、軍拡に進んでおります。そして近隣諸国にはあのような、領海、領空、領土まで実効支配をしようと。現実に行っているのだろうと思いますけれど。

日本の場合は、日米同盟をしっかりと連携をしていくためには、個別的自衛権に加え

て、集团的自衛権も、法の整備をしっかりとって、抑止力として進めることが大事だと思っておりますので、決して、攻めて来たら攻め返すのも、最後は大事かもしれませんが、最初は抑止力で歯止めを効かせるのが今の現実的な観点と申し上げたところであります。

しかし皆さんこうして、集团的自衛権については国民の皆さん色々な心配をしているわけですから、そんなに急に、ここで結論を出すことには、私は早いのかなと思っております。

- 委員長（前川雅志） ほかにご意見ございませんか。芳滝委員。
- 委員（芳滝仁） 先ほどの中橋委員が提案されましたように、今度でしたら9月議会になります。結論が出た後で、こちらで結論をだしてあげてみたところで仕方ない話でありまして、やはりその22日までに、政府が進めようとしているのが現状で、それが延びるか延びないかはわかりませんが、最高権力者はそういう方向で腹を据えてかかっているという状況でありますので、この6月会期末に、どういう結論であれ結論を出さないと、陳情者に対して、どのように説明をつけることができるのかと。

陳情を上げられてきたという意向があって、それがどちらにしろ反映されるような形で結論を出さないと、そういう意味では、陳情者の意思に対して、9月にしているのか、という思いがあることでありまして、結論がどうであれ、国がそういう方向に進んでいる以上、会期末に結論を出すべきだということで、本日の委員会で、委員会としての方向性を出すべきではないかと考えております。

- 委員長（前川雅志） ほかに。中橋委員。
- 委員（中橋友子） もうひとつついでですか。結論は私も、今の芳滝委員の考えと同じです。それで、今、乾委員から、法の整備をきちんとやっていく必要はあるのだというご意見だったと思うのですよね。法の整備を行って実施していくということでないから駄目なのだよという中身なのですよ。

結局、町でもそうですけれども、何かやりたいときに、きちんと必要なものは条例を作ってやりますよね。条例の変更が必要なものは変更する。新しく作らなければならないものは新しく作る。そして、それに伴って仕事をやっていくということなのですから、今回の集团的自衛権、町のレベルとは違ってきていますけれども、憲法があるのに、それを整備しないで解釈でやる、ここに、憲法を変えてもいいよという人たちからも、そんなことはしたらだめだよという声大きいということなのですよ。

結局、政府見解で、閣議決定というのはそういうことですよ。時の政権についている方たちの考えで決定してことを進める。それでは、どんなことでも進めて決定しているのかといえばそんなことではなくて、そこには基軸となるのは日本国憲法があると。憲法に立脚してものを進めるということですから、ここに来て、そういう手続きを踏まないで、つまり法の整備をしないで、解釈でやるのだということに、非常に危険なやり方だと。こうなってしまうと、憲法を持っている国ってたくさんありますけれども、何のための憲法かと。立憲主義そのものがなし崩しにされてしまうのではないかとということになるものですから、そういう意味でも、文面を見ていただいたらそのとおりに書いてあるのですけれども、要するに、解釈によって変えていくのはだめですよということなのですよ。

これは本当に急がないと、ずっと憲法に基づいて進めてきた国の根幹が崩れるということになってしまいますので、私はこのことが駄目なのだとことを国に反映させていく必要があると思います。

- 委員長（前川雅志） ご意見いただきました。他にございますか。
 ただいま芳滝委員と中橋委員からは、今日、どうあれ結論を出していくべきだというご意見がございました。そのほか3人の方からは、まだまだ議論をしていくという、今結論はなかなか出せないという意見を3名の方から頂きました。
 委員会としては、陳情第6号については、3人の方が、いま判断できないということでありますので、休会中の継続審査とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
- 委員（中橋友子） 異議あり。休憩を取っていただけますか。
- 委員長（前川雅志） 暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

- 委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き会議を開きます。休憩中にもさまざまご意見を賜りました。陳情者の意向を汲んでというお話もありました。しかし、継続して審査をさせてほしいという方がまだ二人いるわけでありまして、今日結論を見ることは難しいだろうと、委員長として判断をさせていただきます。中橋委員。
- 委員（中橋友子） 委員長の判断ですが、委員長はどこで結論をだそうというお考えなのですか。
- 委員長（前川雅志） 休会中ですので、7月になるか、8月になるか、であろうと思います。
- 委員（中橋友子） そうしますと、当然本会議での議決が必要になる訳ですから、先程来心配している、結論が出されてからということが十分考えられますね。そういうことに対してはどういう見解をお持ちなのですか。
- 委員長（前川雅志） 暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

- 委員長（前川雅志） 休憩を解きたいと思います。委員会としての責任という話なのかもしれませんが、この集団的自衛権の方向性が国としてどう決まっていくのかということもありますが、それに対する意見として、国が決めたから、もう意見を出さないということでもありませんので、決まっても決まらなくても、町としての意思表示はできると思っております。
- 委員（中橋友子） 陳情者の意思はここに書いてありますように、政府に対して解釈自衛権に反対する意見書を提出してくださいということでありまして、今この時期にこれだけの前段の文言があって、出してほしいということでありまして、意思としては今議会にということと判断します。それに対して委員長としてはどう思いますか。
 少なくとも、どの問題もそうですが、物理的な条件というものも当然生まれてきますから、物理的にかなわないことは出来ませんが、可能なことはきちんとやっていくということが委員会の責任のあり方ではないでしょうか。もう一度休憩をお願いしてもいいですか。
- 委員長（前川雅志） 暫時休憩します。

（暫時休憩）

- 委員長（前川雅志） 休憩を解いて再開いたします。休憩中のご意見であります。陳情者の意見を尊重して、今日、結論を出していくことがいいのではという意見が多数でありましたので、これより討論に入らせていただきたいと思います。
- まず、陳情に対して反対者の意見を伺いたいと思います。乾委員。
- 委員（乾邦廣） 私、質疑の中でも申し上げておりますとおり、現実的な観点から発言

をしておりますけれども、世界情勢の緊迫する中で、やはりこの集团的自衛権は、憲法解釈によって行使し、法の整備をするためには緊急な課題だと思っておりますので、私はこの陳情に対しては採択反対とさせていただきます。

- 委員長（前川雅志） それでは賛成者の意見をお伺いいたします。中橋委員。
- 委員（中橋友子） 質疑の中で意見を述べさせていただきました。60数年間に渡って、集团的自衛権の行使を行わないとしてきた日本の憲法に基づいて進んできたやり方が、政府の解釈によって変えていくということは、立憲主義を否定するということになりますので、あってはならないと思います。

もう一つ、解釈で向かっている方向というのは、これまで、日本の自衛隊というのは、設立されて60年間経っておりますが、ただの一度も人を殺める、あるいは戦地に行って命を落とされるということがありませんでした。そういう日本の伝統をきちんと守って、これからも、平和の手段で国際紛争を解決していくという立場に立つべきだという考えから、この陳情に賛成いたします。

- 委員長（前川雅志） つぎに反対の方、いらっしゃいますか。無ければ採決をさせていただきますと思います。

陳情第6号「憲法解釈変更による集团的自衛権の行使容認に反対する意見書」の提出を求める陳情書に賛成の方のご起立をお願いいたします。

（起立者多数）

- 委員長（前川雅志） 賛成多数であります。陳情第6号「憲法解釈変更による集团的自衛権の行使容認に反対する意見書」の提出を求める陳情書につきましては、採択といたします。

次に陳情第7号「教育委員会制度の改定を行わないことを求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。芳滝委員。

- 委員（芳滝仁） 陳情がされた以降にこの法案が国会で通りまして、制度の改定を行わないことを求める意見書につきましては、通ってしまった後で、これを提出できるのかどうかを話し合うべきではないかと思えます。
- 委員長（前川雅志） 暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

- 委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま芳滝委員からご意見が出ましたが、「教育委員会制度の改定を行わないことを求める意見書」ということですので、文言の整理も含めて、陳情者の方とお話をさせていただいて、この議案についてどう扱うかということをお判断させていただきたいと思えます。ということですので本日議論はできないということによろしいですか。

（よいの声あり）

- 委員長（前川雅志） それでは陳情第7号については、以上で終わらせていただきたいと思います。それでは2番、その他であります。みなさまから何かございますか。

（ないの声あり）

- 委員長（前川雅志） それでは以上をもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

（14：34 閉会）